

ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送等に係る制度整備案の概要

1 省令関係

- (1) 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部を改正する省令案
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、新たな映像圧縮方式を用いる有線一般放送の適用除外の規定を整備する。
- (2) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）の一部を改正する省令案
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方式、標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式の伝送路符号化方式、多重化方式、映像符号化方式及び音声符号化方式等の関係規定を整備する。

2 告示関係

- (1) デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件（平成23年総務省告示第311号）の一部を変更する告示案
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方式の多重フレームヘッダ情報の構成に係る関係規定を整備する。
- (2) 自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件（平成23年総務省告示第312号）の一部を変更する告示案
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方式の記述子の構成に係る関係規定を整備する。
- (3) 有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件（平成23年総務省告示第315号）の一部を変更する告示案
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方式の妨害波のレベルに係る関係規定を整備する。
- (4) スクランブルの方式を定める件（平成26年総務省告示第235号）の一部を変更する告示案
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、高度広帯域伝送方式に用いるスクランブル方式に係る関係規定を整備する。
- (5) 搬送波のレベルと雑音のレベルとの比の算出方法を定める件
超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方式の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差に係る関係規定を整備する。
- (6) デジタル有線テレビジョン放送方式に関する第二世代有線システムフレームの構

成を定める件

超高精細度テレビジョン放送の導入に伴い、デジタル有線テレビジョン放送方式の第二世代有線システムフレームの構成に係る関係規定を整備する。